

## 通所リハビリテーションの利用者負担額 (2割負担者)

### 1. 保険給付の自己負担額 ※要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

#### 通所リハビリテーションの利用者負担額 (1日あたり)

1時間以上 2時間未満	要介護 1	706円	2時間以上 3時間未満	要介護 1	736円
	要介護 2	768円		要介護 2	846円
	要介護 3	822円		要介護 3	954円
	要介護 4	882円		要介護 4	1062円
	要介護 5	938円		要介護 5	1172円
3時間以上 4時間未満 ③リハ提供体制加算： 12円	要介護 1	930円	4時間以上 5時間未満 ③リハ提供体制加算： 16円	要介護 1	1040円
	要介護 2	1084円		要介護 2	1212円
	要介護 3	1232円		要介護 3	1378円
	要介護 4	1420円		要介護 4	1592円
	要介護 5	1612円		要介護 5	1804円
5時間以上 6時間未満 ③リハ提供体制加算： 20円	要介護 1	1158円	6時間以上 7時間未満 ③リハ提供体制加算： 24円	要介護 1	1340円
	要介護 2	1374円		要介護 2	1594円
	要介護 3	1586円		要介護 3	1838円
	要介護 4	1838円		要介護 4	2132円
	要介護 5	2086円		要介護 5	2422円
7時間以上 8時間未満 ③リハ提供体制加算： 28円	要介護 1	1416円			
	要介護 2	1682円			
	要介護 3	1946円			
	要介護 4	2258円			
	要介護 5	2564円			

※ 令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%料金が上乗せされます。

体制加算	①サービス提供体制強化加算	44円	介護職員の内、介護福祉士の占める割合が70%以上の場合
	②理学療法士等体制強化加算	60円	専従する常勤の理学・作業療法士又は言語聴覚士を2名以上配置されている場合(1時間以上2時間未満)
	③リハビリテーション提供体制加算	24~56円	常時、理学・作業療法士又は言語聴覚士の合計数が利用者25名ごとに1名以上配置されている場合
	④中重度者ケア体制加算	40円	指定居宅サービス基準の人員に加え看護師又は介護職員を1名以上配置、要介護3以上が30%以上、時間帯を通じて看護職員を1名以上配置している場合
	⑤科学的介護推進体制加算	80円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等の基本的な状況を厚生労働省に提出し、サービス提供にあたり、その情報を適切かつ有効に活用している場合。

## 通所リハビリテーションの加算対象額（1日あたり）

※『1. 保険給付の自己負担額』に加算されます。

リハビリマネジメント加算	加算 (A) イ	利用開始から 6ヶ月以内	1120円/月	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同してリハビリテーション実施計画書を作成し、1月に1回以上リハビリテーション会議を行い、介護の工夫点などの助言を行った場合。
		利用開始から 6ヶ月超え	480円/月	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同してリハビリテーション実施計画書を作成し、3月に1回以上リハビリテーション会議を行い、介護の工夫点などの助言を行った場合。
	加算 (A) ロ	利用開始から 6ヶ月以内	1186円/月	加算(A)イの要件に加え、リハビリテーション実施計画書等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効に情報を活用していること。
		利用開始から 6ヶ月超え	546円/月	加算(A)イの要件に加え、リハビリテーション実施計画書等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効に情報を活用していること。
	加算 (B) イ	利用開始から 6ヶ月以内	1660円/月	加算(A)イの要件に加え、リハビリテーション計画について、医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得ること。
		利用開始から 6ヶ月超え	1020円/月	加算(A)イの要件に加え、リハビリテーション計画について、医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得ること。
	加算 (B) ロ	利用開始から 6ヶ月以内	1726円/月	加算(A)ロの要件に加え、リハビリテーション計画について、医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得ること。
		利用開始から 6ヶ月超え	1086円/月	加算(A)ロの要件に加え、リハビリテーション計画について、医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得ること。
延長 加算	8時間以上9時間未満		100円/日	7時間以上8時間未満のサービスに引き続き利用が必要となる場合。
	9時間以上10時間未満		200円/日	
入浴介助加算(Ⅰ)			80円/日	入浴をご利用される場合。
入浴介助加算(Ⅱ)			120円/日	理学療法士、作業療法士等が利用者の身体状況や訪問により把握した環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、利用者の居宅の状況に近い環境で入浴を行った場合。
短期集中個別リハビリテーション加算		3ヶ月以内	220円/日	医師の指示に基づき、理学・作業療法士等が集中的に個別リハビリテーションを3ヶ月以内に行った場合。
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)		3ヶ月以内	480円/日	医師の指示に基づき、理学・作業療法士等が3ヶ月以内に関り、1週間に2日を限度として、1日20分以上のリハビリテーションを行った場合。短期集中個別リハビリテーション加算及び生活行為向上リハビリテーション加算との併用できない。
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)		3ヶ月以内	3840円/月	1月に4回以上リハビリを行い、通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上を行う。

生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	6ヶ月以内	2500円/月	日常生活の向上や地域交流への参加など具体的な目標を立て、リハビリテーションを計画的に行い、利用者の能力の向上に向けて支援をおこなった場合。短期集中個別リハビリテーション加算及び認知症短期集中リハビリテーション加算との併用はできない。
重度療養管理加算		200円/日	要介護3、要介護4又は5の利用者に対し喀痰吸引や経管栄養などの厚生労働大臣が定める状態にある方に計画的な医学的管理のもと、サービスを行った場合。(1日につき)
事業所と同一建物に居住する方の減算		-188円/日	事業所と同一建物に居住する方が利用する場合
送迎を行わない場合		-94円	送迎を行わなかった場合(片道につき)

### 介護予防通所リハビリテーションの自己負担額(1月あたり)

要支援1	4106円	サービス利用の目安としては、週1回程度となります。
要支援2	7998円	サービス利用の目安としては、週2回程度となります。

※ 令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%料金が上乘せされます。

体制加算	①サービス提供体制強化加算	要支援1	176円	介護職員の内、介護福祉士の占める割合が70%以上の場合
		要支援2	352円	
	②科学的介護推進体制加算	要支援1	40円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等の基本的な状況を厚生労働省に提出し、サービス提供にあたり、その情報を適切かつ有効に活用している場合。
		要支援2		

### 介護予防通所リハビリテーションの加算対象額(1月あたり)

生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	6ヶ月以内	1124円	日常生活の向上や地域交流への参加など、具体的な目標を立て、リハビリテーションを計画的に行い、利用者の能力の向上に向けて支援をおこなった場合。
運動器機能向上加算		450円	理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、利用開始時にご利用者さまの運動器の機能を把握し、医師・看護師・介護職員等の職種と共同して運動器の機能向上計画を作成し、リハビリテーションを行った場合。
選択的サービス複数実施加算Ⅰ		960円	運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算のサービスのうち、2種類のサービスを月2回以上行っている。
選択的サービス複数実施加算Ⅱ		1400円	運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算のサービスのうち、3種類のサービスを月2回以上行っている。
事業所評価加算		240円	運動器機能向上サービスを利用し、要支援状態区分の維持又は改善者数が70%以上であった場合。
長期間利用減算	要支援1	-40円	利用開始月から12月を超えて利用した場合。
	要支援2	-80円	
事業所と同一建物に 居住する方の減算	要支援1	-752円	事業所と同一建物に居住する方が利用する場合
	要支援2	-1504円	

## 通所リハビリ・介護予防通所リハビリ両方にかかる加算

栄養アセスメント加算	100円/月	管理栄養士、看護師、介護士、相談員その他の職種が共同してアセスメントを実施し、利用者又は家族に説明を行い、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効に情報を活用していること。
栄養改善加算	400円/回	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、低栄養状態の改善を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理。
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	40円/回	利用開始時及び6月ごとに口腔状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供した場合。
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	10円/回	利用開始時及び6月ごとに口腔状態または栄養状態について確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供した場合。
口腔機能向上加算（Ⅰ）	300円/回	口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施
口腔機能向上加算（Ⅱ）	320円/回	（Ⅰ）の要件に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効に情報を活用していること。
介護職員処遇改善加算	4.7%	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員の処遇に対する改善を行った場合。
介護職員等特定処遇改善加算	2.0%	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の処遇に対する改善を行った場合。

## 2. 利用料金

食事	650円	施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。
日用品費	200円/日	石鹸・シャンプー・ティッシュ・おしぼり・歯ブラシ等の費用
尿取り	50円	利用者の身体の状況により、おむつの利用が必要な時に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。（1枚あたり）
テープ止め	110円	
リハビリパンツM	180円	
リハビリパンツL	200円	
行事費	実 費	小旅行や観劇等の費用、講師を招いて実施する教室等に参加された場合に材料費等をお支払いいただく場合がございます。（その都度、お知らせいたします）
健康管理費		インフルエンザ予防接種に係る費用で、希望された場合にお支払いいただきます。 ※市町村により費用が異なります。接種券のない方は実費で3000円となります。
その他費用		個人が使用する機器等に関わる費用（電気代等） ※診断書等の文書の発行に係る費用は、利用料として徴収いたします。
基本時間外施設利用料	100円	通所リハビリテーション終了後でもご利用される場合にお支払いいただきます。（30分ごと） ※通所リハビリテーションのみ

## 3. ご持参して頂くもの

- ・着替え（入浴用 ほか必要に応じて）
- ・昼食後の内服薬、入浴後の塗り薬や貼り薬など必要に応じて。

※現金や食品の持ち込みはご遠慮願います。